

公告第 03-049 号
令和 3 年 11 月 1 日

被保険者各位

GLV 健康保険組合
理事長 八木橋 望



GLV 健康保険組合規約の一部変更について

GLV 健康保険組合規約の一部（事業所削除）を変更いたしましたので、健康保険法施行令第 3 条 2 項に基づき、お知らせいたします。

記

第 4 条中

「株式会社モトーレングローバル 東京都千代田区」を削る。

第 4 条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

株式会社 I D O M 東京都千代田区

株式会社 I D O M ビジネスサポート 千葉県千葉市美浜区

株式会社 F M G 東京都千代田区

GLV 健康保険組合 東京都渋谷区

附 則

（施行期日）この規約は令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

以上